

第 8 回 定 例 総 会
議 事 録

期 日

令和 6 年 3 月 1 5 日開会

令和 6 年 3 月 1 5 日閉会

米沢市農業委員会

令和6年3月15日（金）午前9時30分 米沢市農業委員会第8回定例総会を米沢市役所庁議室301会議室に招集した。

出席委員（19名）

1番	小関善隆	委員	8番	樋渡由美	委員	15番	長谷部吉雄	委員
2番	我彦正福	委員	9番	高山吉典	委員	16番	相田市三郎	委員
3番	山王堂民榮	委員	10番	遠藤伊一	委員	17番	伊藤俊浩	委員
4番	佐藤政和	委員	11番	江口益美	委員	18番	鈴木晃子	委員
5番	宮崎雅文	委員	12番	橋本政美	委員	19番	桐澤林右衛門	委員
6番	木村彰博	委員	13番	古畑功一	委員			
7番	鈴木和義	委員	14番	佐藤利夫	委員			

欠席通告委員（なし）

遅刻通告委員（なし）

農業委員以外の出席者（なし）

会議に出席した事務局職員（6名）

事務局 長	小田 浩 昭
事務局 長 補 佐 兼 農 政 振 興 主 査	根 津 正 孝
農 地 主 査	宮 原 功
主 査	瀧 口 圭 史
主 任	金 子 菜 々
主 任	須 貝 祐 太

会議に付議した事項

1. 提出議題

- | | |
|------|--------------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議第4号 | 農用地利用集積計画について |
| 議第5号 | 令和6年度最適化活動の目標の設定等について |

2. その他

開 会 午前9時30分

根津補佐 これより第8回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。
初めに、「農業委員会憲章」の唱和を9番 高山吉典委員のご発声にてよろしく願いいたします。

(唱和)

根津補佐 それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 おはようございます。

天気も寒暖の差が激しく、雪が降ったり、気温が高くなったりと安定しないので、体調に十分気をつけていただきたいと思います。

先頃、置農委の交流会がございました。参加された方は、各地区の農業委員、推進委員の方と交流をしてきたわけであります。鈴木憲和農水副大臣の講演がありまして、本当であれば水張り等、様々聞きたかったのですが、国際情勢、日本の置かれている農業の立場はどうなんだという話をしていただきました。こちらからは、宮崎委員から質問していただいて、後継者の問題あるいは価格転嫁の問題と、もう一つ何だっけ。(「兼業農家や半農半Xの方の部分」の声あり)その3点について質問をいたしました。

今日の新聞に今国会が開かれていると載っておりました。その中で、農業の憲法と言われている食料・農業・農村基本法の審議をしなくてはならないはずですが、どうも毎日のように裏金の問題がメインとなってしまって、大事な法案を審議する時間がなくなるのではないかと新聞に載っておりました。裏金の問題をメインで扱うのではなく、大事な法案を国会の場で審議していただきたいと思います。

また、少ない雪ということで、水不足が心配されておりますが、県内のダムについては代かき水は大丈夫だと、報道があったようです。

ただ、その後に水が必要な7月下旬から8月にかけては、水不足の心配があるようです。取りあえずは代かき水は大丈夫のようです。

本日は場所は違いますけれども、3月ということで区切りの定例総会でありますので、ひとつよろしく願いをしたいと思っております。

根津補佐 ありがとうございます。

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長 それでは、議事の進行をさせていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第4条の規定による本日の欠席通告委員はありませんので、全員出席であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第

8回定例総会は成立をいたしました。

今回の議事録署名委員には、16番 相田市三郎委員、17番 伊藤俊浩委員を指名いたします。

続いて、審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

根津補佐

(挙手)

議 長

根津補佐。

根津補佐

議案の訂正をお願いいたします。

議案書2ページ、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、の受理番号60号について、3月14日付で取下げとなりましたので、削除してくださるようお願いいたします。遠藤耕一推進委員の取下げです。

議 長

議第2号の60号については取下げということをお願いします。

それでは、議事を進めます。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議 長

瀧口主査。

瀧口主査

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号50号から51号の計2件で、証明しました地目別の筆数及び地積は、畑のみ2筆 602.00㎡です。

受理番号50号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は、昭和50年頃です。申請理由は、昭和50年頃より住宅敷地として利用されており、非農地化しているためです。

受理番号51号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は、平成14年より前です。申請理由は、平成14年の車庫増築時には既に建物敷地として利用されており、非農地化しているためです。

以上、よろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。

1 3 番 (古畑功一委員 挙手)
議 長 古畑委員。

1 3 番 1 3 番 古畑です。私の案件がありますので、一時退席お願いします。
(古畑功一委員 退室)

議 長 それでは、先に受理番号 5 6 号を上程いたします。
議案の内容についての事務局の説明を求めます。

宮原主査 (挙手)
議 長 宮原農地主査。

宮原主査 議第 1 号 農地法第 1 8 条第 1 項第 2 号該当による同条第 6 項の通知について、のうち受理番号 5 6 号について、農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ 7 筆 1 1, 2 9 4. 0 0 m²です。

受理番号 5 6 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号 5 6 号について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第 1 号 農地法第 1 8 条第 1 項第 2 号該当による同条第 6 項の通知について、の受理番号 5 6 号は議案書のとおりであることを確認いたしました。

議 長 1 3 番 古畑委員の入室を認めます。
(古畑功一委員 入室)

議 長 それでは、ただいまの受理番号 5 6 号を除く受理番号 5 0 号から 5 5 号を上程いたします。
議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査 (挙手)
議 長 宮原農地主査。

宮原主査 議第 1 号 農地法第 1 8 条第 1 項第 2 号該当による同条第 6 項の通知について、農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号 5 6 号を除く 5 0 号から 5 5 号の計 6 件です。申請人及び土地の

表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田 39筆 55, 376.00㎡、畑9筆 1, 297.00㎡、合計48筆 56, 673.00㎡です。

受理番号50号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号51号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号52号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号53号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号54号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号55号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、先の受理番号56号を除く受理番号50号から55号は議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、先の受理番号56号を除く受理番号50号から55号は議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査
議 長
宮原主査

(挙手)

宮原農地主査。

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。下記の農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

取下げとなりました受理番号60号を除く受理番号61号から64号の計4件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田1筆 38.00㎡、畑21筆 3, 985.00㎡、合計22筆 4, 023.00㎡です。

受理番号61号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための売買です。

受理番号62号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための売買です。

受理番号63号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由はその他のその他です。

受理番号64号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由はその他の贈与です。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

それでは、受理番号61号から64号を上程いたします。

6 番 (木村彰博委員 挙手)

議 長 木村委員。

6 番 6番の木村です。受理番号61番について、小関会長の担当ですが、代わってご報告いたします。

農地を売買する申請です。申請人等、必要事項につきましては議案書に記載のとおりでございます。場所につきましては、○○にある△△△△の北側になります。申請地は、前から受人の○○さんが管理していきまして、渡人の△△さんが相続を機に畑を売買することになりました。今後も○○さんが畑をちゃんと管理していくということで、問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 続いて、62号。

1 5 番 (長谷部吉雄委員 挙手)

議 長 長谷部委員。

1 5 番 15番の長谷部です。63番も一緒によろしいですか。（「はい、一緒にお願いします」の声あり）

初めに、62番の報告です。こちらも渡人、受人、地目、地番、面積は議案書のとおりです。こちらは○○の△△△△の売買の案件です。こちらも特に問題はないと思われれます。

続きまして、63番です。こちらも渡人、受人、地番、地目、面積は議案書記載のとおりです。こちらは昭和45年頃にお互いに農地を交換したそうですが、○○さんが登記をしていなかったことと、両当事者が高齢となったため、世代が替わる前に所有権移転登記を行いたいということでした。こちら○○さんは息子さんが手伝いに来て管理もしっかりとされており、問題ないと思われれます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 続いて、64号。

9 番 (高山吉典委員 挙手)
 議長 高山委員。
 9 番 9番 高山です。受理番号64番の案件です。
 ○○○○さんから△△さんへの贈与になります。祖父からお孫さんへの贈与です。住所は違いますが、同一経営体で、△△さんが○○から△△に通って農業をしています。△△さんともお話しまして、これから農業をしていくと聞いております。問題ないようですので、ご審議よろしくお願ひします。

議長 それでは、ただいまの受理番号61号から64号について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。
 議長 ないので、受理番号61号から64号について、許可することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。
 議長 異議がないので、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。
 次に、議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。
 議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)
 議長 瀧口主査。
 瀧口主査 議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第5条第1項の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。
 受理番号24号から28号の計5件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は、田5筆 1, 017.22㎡、畑17筆 2, 201.13㎡、合計22筆 3, 218.35㎡です。
 受理番号24号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、資材置場及び雪捨場の造成のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の3種農地です。
 受理番号25号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、一般住宅の建設のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の3種農地です。
 受理番号26号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、駐車場の造成のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の3種農地です。
 受理番号27号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積に

つきましては記載のとおりです。転用事由は、宅地分譲（3区画）のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の3種農地です。

受理番号28号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、高齢者向け共同住宅の建設のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の3種農地です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願いいたします。

それでは、受理番号24号から28号を上程いたします。24号。

1 2 番

(橋本政美委員 挙手)

議 長

橋本委員。

1 2 番

12番 橋本です。24番から26番まで3件一緒ですので、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

受理番号24番、3月4日、○○○○さんに電話によって許可を取り、現場確認してまいりました。受人の△△△△の裏側でして、休耕しておりますが、資材置場、雪捨場になるとのことだったので、何ら問題なく許可相当と思われる。審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、25番。これも3月4日、○○○○さんの確認後、現場確認してまいりました。一般の住宅の建設と車庫の設置で、対象地は休耕しております。上下水道や側溝があり、事前着工もなく許可相当と思われ、ご審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、26番。これも3月4日、△△△△さんに連絡し、現場確認してまいりました。現場は建物販売になっております。駐車場が狭いため、受人の○○さんが現在の駐車場の後ろ側の休耕地を買い駐車場を拡張するものです。休耕地で事前着工もなく、許可相当と思われ、ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

議 長

27号。

5 番

(宮崎雅文委員 挙手)

議 長

宮崎委員。

5 番

5番 宮崎です。27号について、調査結果を報告いたします。

場所は地図をご覧くださいまして、○○○○さんの△△△△が南側にあります。△△△△の裏手側、住宅街の一角の畑です。申請人及び受人は記載のとおりです。○○の△△△△さんの土地を○○○○さんが所有権を移転されて、3区画の宅地分譲を行いたいという内容です。

3月5日、私、現地確認をしてまいりました。担当の行政書士、○○さん

とお電話で内容確認いたしまして、申請のとおりだと確認しました。事前着工もなく、現在畑は休耕しており、恐らく長い間、耕作されていない状態でした。住宅街の一角でして、3種農地でもございます。問題ないかと思われま。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長
3 番
議 長
3 番

それでは、28号に移ります。
(山王堂民衆委員 挙手)

山王堂委員。

3番 山王堂です。議案第3号 受理番号28番について、調査結果を報告します。

高齢者向け共同住宅の建設の申請です。詳細は議案書記載のとおりです。申請地は〇〇〇〇の南に位置し、△△△△です。3月4日、代理人の〇〇〇〇に電話でお聞きしました。また、3月7日に渡人の△△さんに話を聞きました。人手不足により管理が難しい土地とのこと。3月7日に現地調査を行いました。転用によって近隣の地への支障を及ぼすおそれはなく、事前着工もなく、何ら問題ないと考え許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長
全 委 員
議 長

それでは、ただいまの受理番号24号から28号について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、受理番号24号から28号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第4号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

5 番
議 長
5 番

(宮崎雅文委員 挙手)

宮崎委員。

5番 宮崎です。私に関する案件がございますので、一時退席させていただきます。

(宮崎雅文委員 退室)

議 長
須貝主任
議 長
須貝主任

それでは、先に受理番号4号及び22号を上程いたします。
議案の内容について、事務局の説明を求めます。

(挙手)

須貝主任。

議第4号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進

法第18条第1項の規定により委員会に付議します。

受理番号4号、22号の計2件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田29筆 23,902.49㎡、合計も同様です。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権の設定です。

受理番号22号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権の設定です。

なお、本件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、ただいまの受理番号4号及び22号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第4号の受理番号4号及び22号は議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

5番 宮崎委員の入室を認めます。

(宮崎雅文委員 入室)

議 長

それでは、先の2件を除く受理番号1号から38号を上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任

(挙手)

議 長

須貝主任。

須貝主任

議第4号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議します。

受理番号4号、22号を除く1号から38号の計36件です。内訳は、売買による所有権移転が2件、新規の貸借権の設定が18件、貸借権の再設定が16件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田159筆 259,294.45㎡、畑4筆 9,191.00㎡、合計163筆 268,485.45㎡です。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は売買による所有権移転です。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は売買による所有権移転です。

受理番号23号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号24号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号25号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号26号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号27号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号28号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号29号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号30号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号31号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号32号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号33号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号34号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号35号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号36号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号37号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号38号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

なお、本件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、先の2件を除く受理番号1号から38号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第4号 農用地利用集積計画について、先の2件を除く受理番号1号から38号は議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第5号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査 (挙手)

議長 宮原農地主査。

宮原主査 議第5号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について、につきましては、去る3月5日開催の活動計画策定委員会で協議をいただきまして、先日の農事相談でも皆様のご確認をいただいているところです。

つきましては、この内容で公表及び県を経由して国へ報告することについて了承を得るため、委員会に付議いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの事務局の説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、議第5号について、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第5号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で1の提出議題についての審議は終了しました。

続いて、2のその他に移ります。

農政振興等に関する改善意見や施策について、話題提供として議席番号順に、2名の委員の方から発言をいただきたいと思います。今回は13番並びに14番のお二人となりますので、初めに、13番 古畑功一委員からお願いします。

13番 13番 古畑です。ご苦労さまです。

では私から、〇〇の現状について話を聞いていただきたいと思います。

今、〇〇地区で農家をやっている人は何人いるのか調べた結果、△△地区で14名、〇〇〇地区で7名、△△地区で12名でした。その中で50歳以下が何名いるのか調べた結果、〇〇地区2名、△△地区2名でした。目標地

図は10年後、誰がどこを耕作するか反映させるようですが、10年後と考えると、〇〇地区では2人、△△でも2人、合計4人しか70歳以下の人がいないと。そのほかの人たちは、もう70歳を超え80歳になっているということで、目標地図を作ることは幾らでもできますが、実際作り手がないので作ってもどうなのかと思っております。

また、私の地区は山間部なので、非農地というか、荒れてしまっていて、畑地化にもできない、水張りもなかなかできないという中で、これからの農業どうしたらいいのかなと。

私は今、米と花と野菜と山菜等を作っています。花で畑地化には手を挙げたんですが、団地化要件で、面積の要件と2筆以上ないと駄目だということでした。平野部で作っている花と違って、山間で作るような花は、いろいろなリスクがあるので、合計3反くらいを5か所に分けて持っています。それが全部続いていないので、要件に当てはまらず、非常に困っております。

皆さんにリンドウを勧めて、次の年に〇〇地区から6名が新規に入りました。そして、順調に皆さん売上げ上げていると思いますが、それにも、皆さんに一生懸命教えても何にも該当にならないというような国の水活政策では、やっても無駄だと。

あと、もう一つは、山間部なものですから、自己保全をして何もしていないところは、いつの間にかマルガイになっております。そのマルガイを解消しようとしても何もできないと。補助金も何もありません。私も同級生から1か所借りてくれということで借りましたが、そこがマルガイでした。ただで借りるわけにいけないので、幾らか出さなくてはいけないが、もう補助金も何もない。自分の売上げをかけて、そして非農地解消、遊休農地解消にすることはいけないということで、そういう点も、もう少し山間部に対して手厚くと言っていいのかわかりませんが、なにかしらの補助金が該当しないものかと思っております。

あと、猿害対策でも、田を作っているところは大体、皆さん、うちも広域電気柵等入っていますので、山間部がぐるっと囲っており、そういう手間もかなりかかります。そして、国からは電気柵、当時は多面的の支払い分等から出してもいいよと言われており、〇〇地区で多面的入っているのが3地区です。その入っているところは本当にいいところばかりで、山間部なんてほとんど該当していません。そこに電柵を入れようとする、かえって自分たちで一生懸命しなくてはいけないと。暇だれをしなくてはいけないということで、そういうところにも手当てとか何かをしないと、もうますます猿、イノシシ、鹿等が出てきて〇〇には住めなくなると思います。こんなことでは本当に駄目だと思いますので、いろいろ私たちも頑張ってやって、死ぬまで

ではないですが、やれるところまでやりますので、ぜひ、ほかの地区にもお手伝いいただければ、何ぼでも山間部も活性できると思いますので、皆様のご協力をお願いしたいと思います。

あと、もう一つ。最近新規就農ということで、農業委員会でも新規就農者の参入、担い手の育成確保と、経営支援しています。今、見ていますと、新規就農してお金を頂いている方が、終わったか終わらないうち、頂けるうちはやっけても、終わってしまった途端に経営破綻みたいなのが見受けられます。そして、お金をもらっていない方は畑を作りたいとか、野菜を作って売りたいとか、そんなことを考えて希望していますが、実際その方たちも、半分は手を挙げている方がたくさんいると思って見ています。こんなことでは駄目だと思います。ですので、農業委員会でも各地区で新規参入を出してくださるときは、もっとしっかりと身元調査をしていただかないと無駄な交付金とかが入って、その人は一時的にいいかもしれないですが、その考えでは経営できないので、どこからか資金を調達しなくては行けないと。その土地にも迷惑かかると思いますので、そこら辺も少し考えて、しっかりと協議していただきたいと私は思っております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

続いて、14番 佐藤利夫委員からお願いします。

1 4 番

14番 佐藤です。

今、古畑委員からいろいろとお話ありました。全く同感でありまして、国で考えている10年後の目標地図、なかなか厳しいものがあると。65歳以上の就農者が、半分以上占めている時代に、本当に目標地図ができるのかなと。限界集落であれば、すぐできると思うんですが、本当に担い手が不足している。

農政とは、かけ離れているかもしれませんが、前に角屋きくゑさんが農政部長をしているときに婚活委員会を立ち上げて、長年にわたってお見合い、マッチングしたことがありました。ここにいらっしゃる鈴木晃子委員にもご協力願って、着物を着て、いろいろなイベントをやりました。前々回だったかな、安倍さんの農政の3本の矢ですか、農政改革で、農業委員会はかなり変わってしまい、そういった委員会が消滅してしまいました。担い手を育成するには、何が一番なのか考えた場合、政策だけではなく、そういった地域間で若者が交流する場があればいいのではと思います。予算の関係もあると思うので、すぐに実現はしないと思いますが、農業面に限らず、そういったソフト面というか、人間的な面の支援もあっていいのではと思います。

あと、古畑委員がおっしゃったように、制度資金を借りた際は、補助ももらっている間はいいけれど、それが切れてしまうと破産してしまう。過去に、夜逃げ同然でやめた方もいらっしゃるようですが、関係機関との協力というか、今回のスーパーL資金ではないですが、先ほどもある方が言っていましたように、新品の何千万、何百万近い機械を買わないと、スーパーL資金は受けられないと。いや、新しいものを新調するのは確かにいいんです、本当に目的に合ったものを購入すれば、何か臨機応変というか、そういう応用編があってもいいのではと思います。全国統一の農業政策というの、どなたかおっしゃったように、一律でなくて、ある程度、市町村並びに県単位で、こういったところは間違いなく守ってくださいよと、それ以外のものについては試行的なものもあるし、立地条件的なものもあるし、臨機応変に対応してくださいと。そういった制度もあってはいいのではと思います。この2点お話ししたいと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの発言に対して、皆さんから関連して質問や意見、ありませんか。

古畑委員が言ったように、今の畑地化にしても水張りにしても現状と合っている要求なのかなという気がします。連担というか、1筆では駄目だと、3反1枚で1筆というところと、1反もなくて何筆もあるとかと、そこが認められて3反が認められないというの、ちょっとおかしくないかという気はしたところでした。そういう条件についても、いろいろなケースを現場の目線で捉えていかないと、一律の考えの中で畑地化をやってしまった、なかなか現場は対応できないと。せっかく畑地化して頑張ろうと思っても、それが該当しないということがあるのは、ちょっとうまくないかなと思います。やっぱりそういうことも、どこかに言っていないと駄目だということでもありますので、農政課も決められたことをしゃくし定規にやっぱり捉えて、こうだと言っていくのではなくて、現場に合わせるような何か手だてを考えてくれるとか、そして上につないでいく必要があるのではないかなと思ったところです。

マルガイについても、前から言われているとおり、せっかくそこを保全管理でなくて何か作物作ろうと思っても交付金が出ないということで、何もしないで荒らして放しにしているという現実考えれば、そういう耕作放棄地をなくせという国の考えの中でやっているの、一つ大きなそこに矛盾があると。安易にそう決めたから、そういう知らないということではなくて、やっぱりそこに何かあってもいいかなという気がしたところでもあります。

担い手については〇〇も若い人4人しかいないんだという現状が、もちろ

ん〇〇だけでなく、△△も加えた若い人が言ったんですが、10年後を見たら3人しか多分いないようだという、若い人方言っていたと。話を聞くと、平野部についても、実際、〇〇でいっぱいいいそうな気がしますが、現実的には、うちの60町歩くらいある町内会にも実は農業している若い人は2人しかいないのよ。それが現実で、それを守っていこうとすれば、到底その2人、3人では無理な話なので、そこら辺についても現場の目線に立った意見を出していかないと。

地域計画の中で、無理してそこを担い手とつなぐのではなくて白紙だと、ここの部分は白紙だと。白紙ということは、「誰もいないんだ、担い手」という部分を見せていくと、逆に、それがあってもいいのでないかなと思います。今回の地域計画についての策定については、現実はこちらなんだということを見せる地図であっていい気がします。それを見て、国でどういう政策したら意味が出る、まるっと染めてしまって、ここ誰か耕作するのだと決めれば、国では安心して、このとおりなるんだとなるから、そうでないという。

あと、利夫委員が言った婚活という、前に婚活の委員会があったけれど、今はないということで、そういう話は女性委員の中に出てきますか。

1 8 番

もちろん後継者を増やすためには、小さなことの積み重ねだと思うんですね。なので、出会いとか、そこからお互いを知って、農業のことも知っていただきながら、女性が嫁いでもいいなというところに持っていくとか、そういう役割というのは、私たち女性は得意分野としているので、その後のフォローも含めて、そういう婚活とか、その当時、何回かさせていただいた中で何組か、ご結婚なさった方はいらっしゃるようですが、同じような段階である方はいらっしゃるんですよ。そういう形で、本当に一つ一つ積み重ねることで、だんだん実が実ってくるという感じではあるので、やはりそれがなくなったというのは、ちょっともったいなかったなど。

今、青年部、宮崎委員も入っていらっしゃると思いますが、結構独身の方がまだ……、「多いですね、確かに」の声あり）多いとお聞きしたことがあって、婚活事業を続けていけばよかったかなと思いつつ、ぜひ皆さんにもご協力いただき復活させていきたいと思い、個人的に少し動いております。

4 番

会長言った中でも、団地化の問題やいろいろな条件のこと等、いろいろな問題があって、どこかに言っていないとだめだって言っているけど、そこでいつも終わっている。だから、そこから一歩進んで、今回代議士が来たときに、農業委員会でそれなりの意見書を作って、こういう現状だと知ってもらう必要があったと思う。今後、いつから話し合い始めるかわからないけど、地域計画について各地区でいろいろな話出てくると思うんだ。5回あった水田活用の説明会の中でも、いろいろな質疑があったんだけど、まだ集約して

いなくて、今後集約をすると農政課は言っていた。早急に集約して意見書みたくして、こういう話ありましたよって知らせていかないと。山形県拠点の中で終わっていると、忖度して、その文書を見て自分たちで解釈して決めていくから。だから、農政局とか、農林省の課長や課長補佐までは行っていないんだよ。あそこで終わっているんだ。まず農業委員会の話合いの中でこういう話になってこういう意見出ました、この意見を上に通してください。副大臣の後援会長、まずやってくださいと。

今後、そういう段取りを別の組織の中で始めたいと思っているので、それつなげないといけない。上につないでいかないと分からない。国ではそこまで言っていないという事例も今まであったので、まずお願いをしたいと思います。

あと、婚活についてだけど、この前、三組織の研修会で見渡すと、青年部のほとんどが独身だって話だったんだ。いや、あの人も独身だっけ、あの人は結婚してるとかそんな話になるものだから、見てみると。俺もそんな人のこと言えたものでないけれど、本人なんだ。本人がスキルアップしないと駄目だと思う。

1 8 番

やっぱり皆さん、結構、真面目な方が多いので。

ただ、ある意味、砕けた話というのは、なかなかできなかつたと思うんです、今まで。でも、こういう形の延長線上といたしますか、若い人も女性もみんな、いろいろな方が入って、その地域のことを考えて、「あの人とあの人が合うのではないかな」とか、「あそこの家に、その方がいいんでないかな」、そういう話題が出てくると思います。基本的に、こういう固い会議の場、委員さん方の飲み会も飲み会でいいんです。また改めて目的意識を持った、後継者をつくる、農業を盛り上げていくような目的に集まりを例えば月1回、2回、2か月に1回でいいからやっていく。そうして集まってみんな気心知れるような、そういった取組は何か前からしたいなというのは、ありました。

4 番

前だと、会長も青年団長をやっていたと思いますが、青年団は本当にいい組織だったんだ。地域をどうするんだという、本当に真面目な議論いろいろして、その中で恋人になったりしていたから。青年部でも農協の職員と恋人になる人もいたっけな。誰かお手伝いいただいたということあるんだ、そういうことで場所の提供、いろいろな。

1 8 番

農業が一番大事な産業だと思っていて、結局、食べることや、地域というところだと思うので、そこに教育も含めてですが、農業のことを知らない方が多過ぎて、身近に。なので、こんなにすばらしい農家さんがいっぱいいらっしゃるんで、その方の話を聞くだけでも皆さん勉強になるだろうし、ただ、何かここでだけでとどまっている。先ほど佐藤委員おっしゃっていましたが、

ここでの話は話で、とても大事なことだと思います。

8 番

農業を見たら、婚活に関してはすごく難しい。なかなか会わせても、一生のことなので、決めるというのはすごく難しい話で、一般の人のカップルの中で一番結婚率の高いのは同じ職場の結婚、職場恋愛結婚が一番多くて、多分2番目が趣味ではないかと思うんです。同じスポーツをやっているとか、同じ音楽活動をしているとか、米沢市全体が、ちょっと文化的にそういう活動をするのがすごくやりづらい市。私はコーラスをやっているのですが、コーラスに対する市の支援がすごく少ない。それと、後で報告しようと思っていたんですが、先週、社会教育課の生涯学習振興委員会というものがあって、そこに農業委員会から出ている者として、今年二度目の参加でした。その中で、生涯学習推進委員会で主に春に配られる〇〇〇〇のガイドブックの中身を検討する会議があり、その〇〇〇〇のガイドブックが今年の春に出たもので、一応終了となり、その次の令和7年度からは予算が削られるということでした。理由としては小学校の給食の無償化とか、そういうところに予算がいき、社会教育に関する予算が削られて、何とか削られた予算の中でやっていかなくてはいけないという話があったんですが、婚活も大事ですが、広い形で米沢のそういう文化活動が支援されていくようにみんなで訴えたりとか、そういうところに関心を持っていくのも大事なかなと思っています。

議 長

今、婚活の話とかお聞きしましたが、前に婚活イベントしたときに俺も参加して、マルシェやって、女性の方が男の人に付き合いたいって言ったんだけど、男の人は断ったみたいだ。付き合い方が分からないと言うんだ。手もつなげないと言うんだよ。付き合い方が分からないって人もいるということだもんね。

3 番

昔は仲人みたいなひとがいたけど、今はそういう人たちがいなくなってきた。今の若い人たち声かけられないでしょう。誰かの紹介とか何かでなかったりしたら、そういう人たちがいてほしいのよ、本当はな。そういうボランティアみたいな、米沢にもいろいろなことしている人いるけど、実際は本気で一対一で会わせるようなやり方しないと。

議 長

農業だけでなく、ほかの職業も、独身いっぱいいるんだ。そういう場がないというよりも、例えば農協職員だって独身いっぱいいて、理事の方が少し話してみて、「独身おまえ、なじよだ」という話あれば、独身の人なんてあまり分からないから、そういうのも頭に入れて、みんなで、いや、あの人何だというような、何かそういうことを頭に入れて、一言声かけしていくということから始めてもいいのではないかなとは思う。（「思っただけでは」の声あり）

5 番

すみません、私、この中では若手なので若手として話をします。

ある人が、婚活イベントをよく米沢市でやっているけど、婚活イベントで人が集まる時代はもう終わったと言っていました。先ほど、樋渡委員が言っていたように、例えば、地元の農産物をおいしく食べましょうという会やJA主催の地酒サミットでおいしいお酒を飲もう等、そういう形で集めていかないと。婚活イベントを企画して人集めをするのではなく、おいしい農産物を食べる会や今元気っ子でやっているそば打ち体験等をしたほうが、自然に出会いの機会になると思います。個人的な話ですが、私は登山が昔から趣味でして、山によく行きます。偏った意見になるかもしれないですが、私は県でやっているやまがた百名山に少し携わらせていただいて、山形県には本当にいい山がたくさんあると思っています。他県からも山形の山を目当てに俗にいう山ガールが来ています。以前登山をしているときに、大阪の女の子や新潟の登山者に出会いました。山形の山はいいと言って、結構来ているんですね、朝日とか飯豊、月山とか行くと。先ほどの〇〇の問題もありますが、私個人的には山形の風景はすごく好きです。農村があって、里山があって、大きい高い山もある。そういう付加価値、新潟の魚沼にも負けない。例えば〇〇地区であれば、大変かもしれませんが、景観の美しい農村文化と里山風景、そういう魅力あふれるものを、どんどんアピールをしていけば、自然と若者が集まってくるのではと思います。

以上です。

議 長 宮崎委員の発言、山ガールは、婚活イベント堅苦しくしないで、いろいろなそういう企画の中に若い人が参加してもらえるようなことも、趣味の中のやつは一つ一環だと思うんだけど、職場結婚はなかなかできないから、農業は。周りにいないから。その代わり、何かそういうイベントとか何か利用しながらと思います。

4 番 農業だったら収穫体験とか、収穫の実際来てもらってとかと、いろいろやっているようだから。どこまで参集範囲をはかるんだというあたりも、そこから辺問題だけど、そういう企画はできると思うんですよ。

議 長 子育て支援という、給食無償化だの保育料無償化だのといろいろやっているけど、子供生まれにくいことには、そこをしてもね。根本的に結婚するとか、若い人がここに残ってくれるとか、そういうことしないと、生まれた後のことについても大事だろうけど、根本的には、その前の段階もかなり重要ではないかなと。

生まれたの350人とかといたっけ。5年度に生まれたのだけ。
(「5年度に生まれる予定」の声あり) 予定がな。350人くらいしかない。前の年が430人だか40人だかという。俺らのときは、もう1,000人超えていたから、1学年ね。それがもう3分の1くらいまで減ってき

ているから、どんどん目に見えているんだ、人口減。まず、子供産んでもらって結婚してもらってというのが一番、最終的に。

時間も、皆さんから何もなければ。

今の皆さんの意見については、ここで終了させていただいて、そのほかに皆さんから何か。（「その他の」の声あり）その他で。

1 0 番 事務的なことで要望ですが、今後の日程2ページに渡ってあるんですが、前にも、女性農業委員の研修が抜けていて、定例総会の際に追加してくださいという経過、ずっとたどっているわけよ。それで、どうしてかというのと、県の農業会議の行事が、こちらの市町村の事務局に連絡がないということで、分からないわけよ、事務局が。事務局が悪いわけでないよ。そして、今回も9月3日にあるんだそうです。それ、ここにまだ載っていないから、それ載せてくれないかという要望だったんだけど、追加してもらってみんなに知ってもらえば、定例総会の際に抜けるということはないと思うんだ。それ、要望です。

議 長 それでは、事務局で、そういう女性農業委員のいろいろな事情というのは聞いて。

根津補佐 今回の女性農業委員会の会合というのは、この作成後に連絡あったものだから、反映していないということで、今後の資料の中には反映させていただきます。

8 番 すみません、もう一つ。ここに載せてほしいという意味で言ったつもりはなくて、たまたまこの前の農事相談のときに、その情報が分かっていたので、皆さんにお知らせして、これから何か行事とかいろいろ考えるときに、その日付、9月3日を除外していくとか、重ならないように考慮してほしいなという意味で、第1ブロックではお知らせしました。

議 長 では、そのほかついでに、この間の農業、女性講習。

1 8 番 すみません、短めにお話しします。

3月6日、東京の砂防会館で、第19回の女性の農業委員会活動推進シンポジウムに参加してまいりました。樋渡委員と私と、あと事務局から局長と金子さんに同行していただき行ってまいりました。その日は郡山辺りで新幹線がオーバーランしたということで、米沢で新幹線に乗った途端、動かなくなりまして、会場入りがぎりぎりでした。1時半からの会に参加させていただいて、まず基調講演が新米農家の視点で取り組む農業委員活動ということで、埼玉県久喜市の農業委員会の農業委員になられた28歳の女性の農業委員さんで、大学でもいろいろな事業をやってこられた、とてもはつらつとした女性でした。地元に戻ってきて2021年の8月に就農して、22年の7月に農業委員に就任したとのこと。本当に若手ばりばりの女性で、持

続可能性がテーマとして、農業のもったいないを解決するという事業内容で、地産地消とか栽培の枝豆とかサツマイモとかアスパラとかニンジンなど、約2ヘクタールぐらい生産している方で、あとは新規就農するまでのいろいろなサポートもしており、多分寝る暇もなくやっていたらしゃるんじゃないかなという感じでした。本当に実行力がある方で、分からなかったら何でも聞くし、何でも周りとか協力してやる。あとは、そういうふうに自分がやろうと思っていると、仲間が増えてきたりなんかして、やはりすごく巻き込んで、久喜市の農業を活性化する一翼になっていらっしゃる方だなど、すごく刺激を受けてきました。

あと、もう一方は長野の農業委員会の会長さん、男性の方で、55歳で大手の電機メーカーを早期退職なさって、1年間、果樹試験場で研修生として果樹のイロハを学んで、その後、頑張っていたらしゃって、71歳で農業委員会の会長に就任、今は73歳でいらっしゃるんでしょうか。大体2.5ヘクタールをリンゴとか桃をメインにして営農されていて、自分の市の荒廃農地が増えているところを解消しようと、遊休農地の解消とか、いろいろな事業を手がける中で、新規就農者もなるべく参入できるような、いい形にしていきたいと、基盤整備にすごく力を入れていらっしゃって、設計のところから整備のところまで、一貫してやっていたらしゃいます。プロの方をお願いをして、その辺をうまく本当に使いやすくして誰でもやりやすい、持続可能な農地を作って、そこに新規参入の方が参入しやすくするという事例の報告でした。そして地権者の意見もしっかり受け止めて、いろいろな調整を一生懸命なさっている感じが伝わってきて、いい形に進んでいたらしゃる事例として、とても参考になりました。

他にもいろいろ事例発表の方もいらっしゃいましたが、一番はやっぱり自分たちの条件とか環境とかというのをしっかりお互いに分かって、それを得意分野の方に、それを一人一人が一生懸命頑張って形にしていくということが、まずすばらしいなというので、それを率いるやはりリーダー的な、よしやるぞと言って引っ張っていただいただけの方がやっぱりすごく、そういう方の存在というのが大きいなと思って参加させていただいてきました。私からは以上ですが、樋渡委員からもお願いします。

8 番

すみません、研修に関しては晃子委員のお話のとおりです。研修の後、農業者年金の研修会が1時間ありまして、その中の事例発表で60代の女性の農業委員の発表がありました。この方は兼業農家の奥さんなので、自分は農業者年金は全然関係ないと思っていて、52歳のときに年の離れたご主人が定年になって、国民年金に変わったときに農業者年金に入れることを知らなくて、55歳で自分が農業委員になり、今の状況で農業者年金に入れて、と

ても得な年金だと知って、5年間だけかけて今利用しているようです。多分米沢にもそういう人たちはいるのではないかと考えております。

ただ、この方がどれぐらいの金額を毎月5年間かけて、どれぐらいの金額を今もらっているのか質問があったのですが、その質問に答えていなかったもので、調べれば分かると思うので、調べて、有効に使えると思いながら聞いてきました。

以上です。

議 長

今、2人の方から女性農業委員のシンポジウムということで参加して、いろいろな事例発表を聞いてきたということで、発表があったわけであります。

それでは、皆さんからほかに何もなければ終了していいですか。（「はい」の声あり）

それでは、以上で本日の第8回米沢市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉 会

午前10時30分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和6年3月15日（金）

米沢市農業委員会

議長

小関 善隆

議事録署名委員

相田 市三郎

議事録署名委員

伊藤 俊浩